

## 次回参議院通常選挙のための選挙人登録について

在留邦人の皆様へ

来年夏に参議院通常選挙が予定されていますが、在留邦人の皆様、在外選挙人名簿への登録申請はお済みでしょうか？

在外選挙において、投票するためには、あらかじめ管轄の在外公館を通じて、在外選挙人名簿への登録申請を行い、国内の市区町村選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受ける必要があります。登録にあたっては、市区町村役場に転出届を提出されていることが前提となります。この在外選挙人証の交付までには、在外公館で申請してから、通常1～2か月程度かかりますので、申請がお済みでない方はお早めに当館領事窓口で登録申請をお願いいたします(手数料はかかりません)。

在外選挙人証をお持ちの方が、帰国後市区町村で転入届を提出してから4か月を経過した場合や日本国籍を失った場合は、在外選挙人名簿から登録抹消されますので、在外選挙を行うことはできません。また、短期間の日本滞在中に、市区町村役場で転入届を提出した場合でも、同様に登録抹消されます。この場合、改めて在外選挙人名簿への登録申請が必要となりますので、ご注意ください。

在外選挙投票の際には、必ず在外選挙人証と写真付身分証明書が必要です。既に登録済みの方におかれては、来年の夏の参議院通常選挙に備えて、在外選挙人証がお手元にあるかご確認ください。万が一、在外選挙人証を紛失した場合には、当館において、再発行申請の手続きを行う必要があります。在外選挙人証の再発行にも通常1～2ヶ月程度かかりますので、お早めに再発行申請手続きをしてください。

なお、公職選挙法の改正により、2016年(平成28年)6月19日以降初めて行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられることとなりました。

これに伴い、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請は、2016年(平成28年)6月19日において満18歳以上(1998年(平成10年)6月20日以前の出生)で、所定の要件を満たす方であれば、2015年(平成27年)6月19日(改正法公布日)以降、受付が可能となりました。

また、当館では、在留邦人の皆さまが領事サービスを利用する上での利便性向上を図るため、シカゴ近郊の日系企業・団体等を訪問し、在外選挙人登録申請の受付など、各種領事サービスを提供する「領事出張サービス」を実施しています。訪問を希望される企業・団体等におかれましては、[こちら](#)をご覧くださいの上、当館までお気軽にお問い合わせください。

在外選挙に関する詳細につきましては、外務省、総務省のホームページ、及び当館ホームページをご覧ください。

外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

当館ホームページ

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\\_election\\_j.html](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_election_j.html)